

調書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号 平成●●年（〇〇）第●●号
決定日	平成22年3月12日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官	千葉勝美
裁判官	古田佑紀
裁判官	竹内行夫
裁判官	須藤正彦
当事者等	上告人兼申立人 X 被上告人兼相手方 国
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成21年10月14日判決）
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立て費用は上告人兼申立人の負担とする。 <p>第2 理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上告について <p>民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。</p> 2 上告受理申立てについて 	

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 22 年 3 月 12 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官